

# 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

## (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

### 国への提案事項

#### 1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

##### ① 弔意事業を充実強化すること

- 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実
- 関係資料の収集等弔意事業の充実強化

##### ② 保健医療福祉事業を充実すること

- 介護施策の拡充強化
  - ・ 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃
  - ・ 介護保険利用助成の対象となるサービスを、認知症対応型共同生活介護など、全ての介護保険サービス(医療系を除く)へ拡大すること
  - ・ 介護保険等利用助成費及び事務費の全額国庫負担化
- 被爆者健康診断内容等の充実強化
  - ・ 「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健康診査と同様とするなどの健康診断内容の充実及び健康診断費の改善
- 原子爆弾小頭症患者の支援
  - ・ 患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
- 被爆者関係施設の整備充実
  - ・ 原爆病院, 原爆養護ホーム, 被爆者保養施設等の被爆者関係施設の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- 原爆症認定制度の見直し及び速やかな審査の実施
  - ・ これまでの判決等を踏まえ, より被爆者救済の立場に立った制度の運用と見直し
  - ・ 原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 国への提案事項

#### ③ 在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給, 保健医療助成
  - ・ 居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い, 必要な改善を行うこと
- 在外公館等における支援
  - ・ 各種申請手続について, 引き続き円滑な実施を図るとともに, 被爆者が行う医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について, 在外公館等において支援を行うこと
  - ・ 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり, 在外公館等において現地協会等の支援を行うなど, より積極的な役割を果たすこと

#### ④ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- 広島・長崎両市が実施している原爆被爆者動態調査への助成について, 今後とも十分な助成を行うこと
- 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
- 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について, 早期移転すること

#### ⑤ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

### 2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

#### ① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け, 財政上, 適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

#### ② 介護保険法による保険者等の財政負担に対して軽減措置すること

### 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### ① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財源を確保すること

#### ② 医療給付における疾病制限を緩和すること

- 医療給付対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)の大幅な緩和

#### ③ 毒ガス障害者に対する援護事業を国庫事業化すること

- 県単独事業(通院交通費, 死亡弔慰金等の支給)の国庫事業化

【提案先省庁:厚生労働省, 内閣府, 外務省, 文部科学省, 経済産業省】

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 現状及び課題

##### 1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。また、被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に介護を要する者が年々増加しているにもかかわらず、全ての介護保険サービスが利用助成対象となっていないなど、様々な問題がある。

については、国の責任において、こうした実態に即した援護施策を、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層充実する必要がある。

#### 【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、保健、医療及び福祉にわたる総合的な被爆者援護対策を講じるとの本法案の趣旨を踏まえ、次の諸点について特にその実現に努めるべきである。

- 一 平成七年度に予定されている原爆被爆者実態調査について、内容の充実に努め、原子爆弾被害の実態及び被爆者の現状の把握に遺漏なきを期すこと。
- 二 放射線影響研究所の運営及び予算配分について、その改善を図るとともに、移転対策を推進するよう努めること。
- 三 被爆者の老人医療費負担に係る地方公共団体への財政措置については、被爆者の高齢化が進展していることを踏まえ、その在り方について検討を行うこと。
- 四 被爆地域の指定の在り方について、原爆放射線による健康影響に関する研究の進展を勘案し、科学性、合理性に配慮しつつ検討を行うこと。
- 五 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。
- 六 相談事業及び居宅生活支援事業を始めとする被爆者に対する福祉事業について、法定化の趣旨を踏まえ一層の推進を図ること。
- 七 原爆死没者慰霊等施設のできるだけ早い設置を図るとともに、被爆者及び死没者の遺族の共感が得られる施設となるよう努めること。
- 八 広島、長崎の医療・研究機関が放射線医療の分野において、世界的に貢献できるよう研究機能の充実に努めること。

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 現状及び課題

- 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始されるなど、改善が進んできた。しかしながら、在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住し、高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を行っていく必要がある。
- 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための被災調査が不十分であり、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響が解明されていない。
- 現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

【被爆者数及び平均年齢(平成28年度末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県(広島市を除く)	21,286人	83.3歳
広島市	53,340人	80.9歳
県全体	74,626人	81.6歳

#### 《前年度の提案結果》

- 原爆被爆者対策費(全国枠国費)  
128,938百万円(対前年度比97.3%)
- 新規
  - ・被爆体験伝承事業の実施 30百万円
  - ・放射線影響研究所の移転調査費 1,900百万円の内数

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 現状及び課題

#### 2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

- 保健医療福祉事業は、逐次充実が図られてきたが、財政的支援及び制度的整備が不十分である。特に、被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために創設された老人保健事業推進費等補助金（原爆分）の全国枠国費が平成22年度以降、減少傾向にある。

##### 《前年度の提案結果》

- 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）（全国枠） 563百万円（対前年度対比100.0%）

#### 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

- 国の要綱で実施されている毒ガス障害者援護制度は、本来、国の責任において実施されるべきであり、根拠法の制定が必要である。
- 毒ガス障害者への医療給付は、原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。
- 毒ガス障害者の要望で実施している県単独事業への財政的支援及び制度整備が不十分である。

##### 《前年度の提案結果》

- 毒ガス障害者対策費（全国枠国費） 600百万円（対前年度比100.0%）

